

宝塚市環境基本条例（抜粋）

（環境審議会）

第24条 市は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条に基づき、宝塚市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、審議し、答申する。
  - (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項又は重要事項
  - (2) 環境基本計画に関すること。
  - (3) その他環境の保全及び創造に関し必要な事項
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 審議会の委員は、市内の公共的団体の代表者、知識経験者及び公募による市民のうちから、市長が委嘱する。
- 5 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 市長は、特別の事項を調査、審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。
- 7 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査、審議が終了したときは、解職されるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

（平14条例6・平14条例54・平23条例5・平24条例2・一部改正）

## 宝塚市環境審議会規則

平成9年1月23日

規則第2号

注 平成12年3月31日規則第42号から条文注記入る。

(趣旨)

第1条 この規則は、宝塚市環境基本条例（平成8年条例第23号。以下「条例」という。）

第24条第8項の規定に基づき、宝塚市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平23規則16・一部改正)

(委員の定数)

第2条 審議会の委員の定数は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市内の公共的団体の代表者 4人以内
- (2) 知識経験者 8人以内
- (3) 公募による市民 3人

(平14規則12・平15規則8・平24規則10・令5規則37・一部改正)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平23規則16・一部改正)

(意見の聴取等)

第5条 審議会が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会及び小委員会を置くことができる。

2 部会及び小委員会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長、小委員会に委員長を置き、部会又は小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境政策課で行う。

(平12規則42・平20規則21・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(宝塚市環境保全審議会規則の廃止)

2 宝塚市環境保全審議会規則(昭和56年規則第3号)は、廃止する。

附 則(平成12年規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第12号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第8号)

この規則は、平成15年3月28日から施行する。

附 則(平成20年規則第21号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第16号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和5年規則第37号)

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

宝塚市自然環境の保全と緑化の推進に関する条例（抜粋）

（保全地区等の指定）

第5条 市長は、自然環境を保全するため必要があると認める地区又は樹木等を自然環境保全地区又は保護樹等（以下「保全地区等」という。）として指定することができる。

2 前項の保全地区等の態様は、次のとおりとする。

（1） 自然環境保全地区 草地、樹林地、河川、池沼等を有し良好な自然環境又はすぐれた自然景観を形成している地区

（2） 保護樹等 都市の美観又は風致を維持し、良好な都市景観を形成している樹木又は樹林

3 市長は、保全地区等を指定しようとするときは、保全地区等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）と協議の上、宝塚市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、保全地区等を指定したときは、その旨を当該保全地区等の所有者等に通知するとともに、告示しなければならない。

（平8条例23・一部改正）

（指定の変更、解除）

第6条 市長は、自然環境保全地区の状況が著しく変化し、又は保護樹等が滅失若しくは枯死したときその他特別の理由があると認められるときは、保全地区等の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により指定を変更し、又は解除する場合は、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

宝塚市自転車等の駐車秩序に関する条例（抜粋）

（放置禁止区域の指定）

第8条 市長は、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、自転車駐車が整備されている地域内の公共の場所を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、放置禁止区域を指定するときは、あらかじめ宝塚市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、放置禁止区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

（平8条例23・一部改正）

（放置禁止区域の指定の解除等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

- 2 前項の規定による放置禁止区域の指定の解除又はその区域の変更については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。